

処分場利用の手引き

(広島港出島地区廃棄物等埋立処分場)

平成29年10月

一般財団法人 広島県環境保全公社

目 次

《 処分場利用ご案内 》

I 受入条件等	1
利用できる方	1
受入できる廃棄物等	1
受入できる処分場	1
受入時間及び受入日等	1
処分料金	2
処分料金の算定・支払等	2
搬入車両	2
契約期間（承諾期間）	3
処分依頼書等の提出先	3
搬入時の注意事項	3
受入手順	3
受入時の注意事項	4
受入拒否	5
電子マニフェスト	5
搬入ルート	5
その他	5
II 新規・継続処分頼の手続き	6
III 変更依頼の手続き	7

《 支払方法 》

IV 自動口座振替	8
V 納入通知書	9
VI その他	9

別表 1 廃棄物等受入基準	10
別表 2 有害物質判定基準	11
別図 1 搬入車証	12
別図 2 搬入カード	12

《 処分場利用ご案内 》

広島港出島地区廃棄物等埋立処分場での処分を依頼される方は、「Ⅰ 受入条件等」を確認のうえ、「Ⅱ 新規・継続処分依頼の手続き」により、必要書類を提出してください。

処分委託契約は年度ごとに締結します。既に処分委託契約を締結している方も、「Ⅱ 新規・継続処分依頼の手続き」により、継続の手続きをしてください。

Ⅰ 受入条件等

利用できる方

広島県内に廃棄物等の発生源を有する事業者

受入れできる 廃棄物等

以下の基準をすべて満たしている廃棄物等のみ受入れします。

- 1 広島県内で発生したものに限ります。
- 2 別表 1（10 頁）の受入基準を満たしているものに限ります。
- 3 別表 2（11 頁）の総理府令で定める判定基準を満たしているものに限ります。

受入れできる 処分場

広島港出島地区廃棄物等埋立処分場

〒734-0013 広島市南区出島四丁目 1 番 4 号

☎ (082) 546 - 9300 FAX (082) 546 - 9302

受入時間及び 受入日等

- 1 受入時間 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0, 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
- 2 受入日 月曜日～金曜日

※ 祝日、振替休日及び12月28日～1月3日は休止しています。

※ 台風、地震などの天災、その他の事由により、受入時間の変更又は受入れを停止する場合があります。

※ 処分場の受入状況については、公社ホームページに掲載しています。

緊急に受入停止する場合などは、随時、ホームページに状況を掲載します。

公社ホームページアドレス

<http://www.khk-hiroshima.or.jp>

処分料金

区 分			金 額
建設残土（公共事業により発生するものに限る）			1,000円/t
産業廃棄物	安定型	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類	7,000円/t
	管理型	鉱さい、汚泥（建設系）	8,000円/t
		ばいじん、燃え殻、汚泥（非建設系）	10,000円/t

（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※ 上記料金のほか、産業廃棄物には1トンあたり1,000円の「広島県産業廃棄物埋立税」が必要です。

「広島県産業廃棄物埋立税」の問い合わせ先

広島県総務局税務課 ☎ (082) 513 - 2328

URL <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

処分料金の 算定・支払等

1 処分料金の算定

処分場のトラックスケールで計量した「廃棄物等の重量」が基礎となります。（10キロ単位まで計量できます。）

『廃棄物等の重量』=車両重量(搬入時の計量)－車両風袋重量(荷降後の重量)

処分料金は、『廃棄物等の重量』を月末締めで合計し、合計の1トン未満の端数処理（500キロ未満は切り捨て、500キロ以上は切り上げます。）を行った後、単価を乗じて算定します。ただし、合計量が1トン未満の場合は、1トンとします。

例：月末締め合計量	→	端数処理後
15.43トン	→	15トン
15.53トン	→	16トン

2 請求月日

当月分を月末締めで、翌月初めに請求します。

3 支払方法

「自動口座振替」をできるだけご利用ください。公社が発行する「納入通知書」（請求書兼振込用紙）による金融機関での振込みによることもできます。詳しくは、《 支払方法 》をご覧ください。

搬入車両

荷降ろしできる車両で、次の基準以内であって、事前に登録した車両のみ使用できます。特殊車両については、別途協議が必要です。

車両の高さ 3.5m以下、 車両の長さ 9.0m以内、
ダンピングの高さ 7.0m以下

**契約期間
(承諾期間)**

契約期間（承諾期間）は、年度単位で行い、最長の場合4月1日から翌年3月31日までです。（4月2日以降の承諾についても、3月31日までです。）
翌年度も処分を継続しようとする場合、「継続依頼」の手続きが必要です。

処分依頼書等の提出先

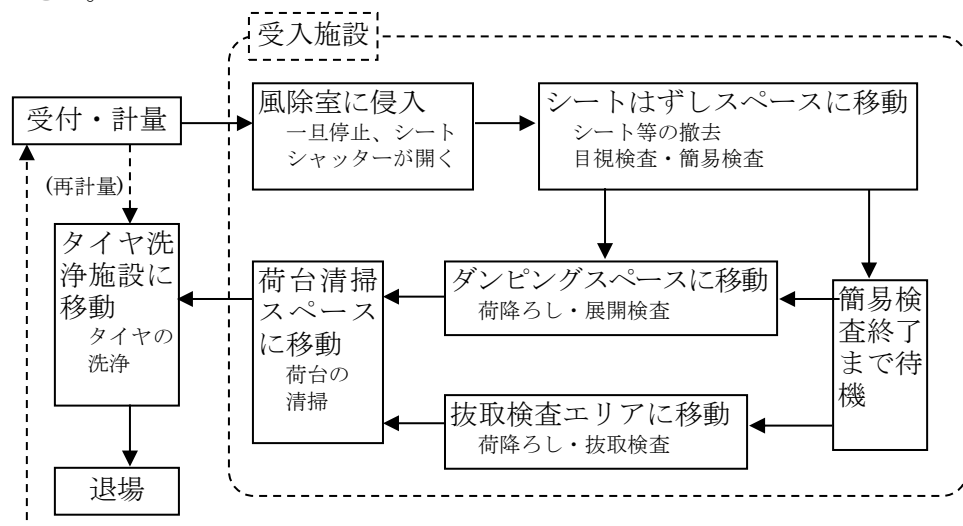
一般財団法人広島県環境保全公社（業務企画課）に持参又は郵送してください。
〒730 - 0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ4階
☎ (082) 544 - 2363 FAX (082) 544 - 2362
なお、出島管理事務所に提出いただくこともできます。
一般財団法人広島県環境保全公社 出島管理事務所
〒734 - 0013 広島市南区出島四丁目1番4号
☎ (082) 546 - 9300 FAX (082) 546 - 9302

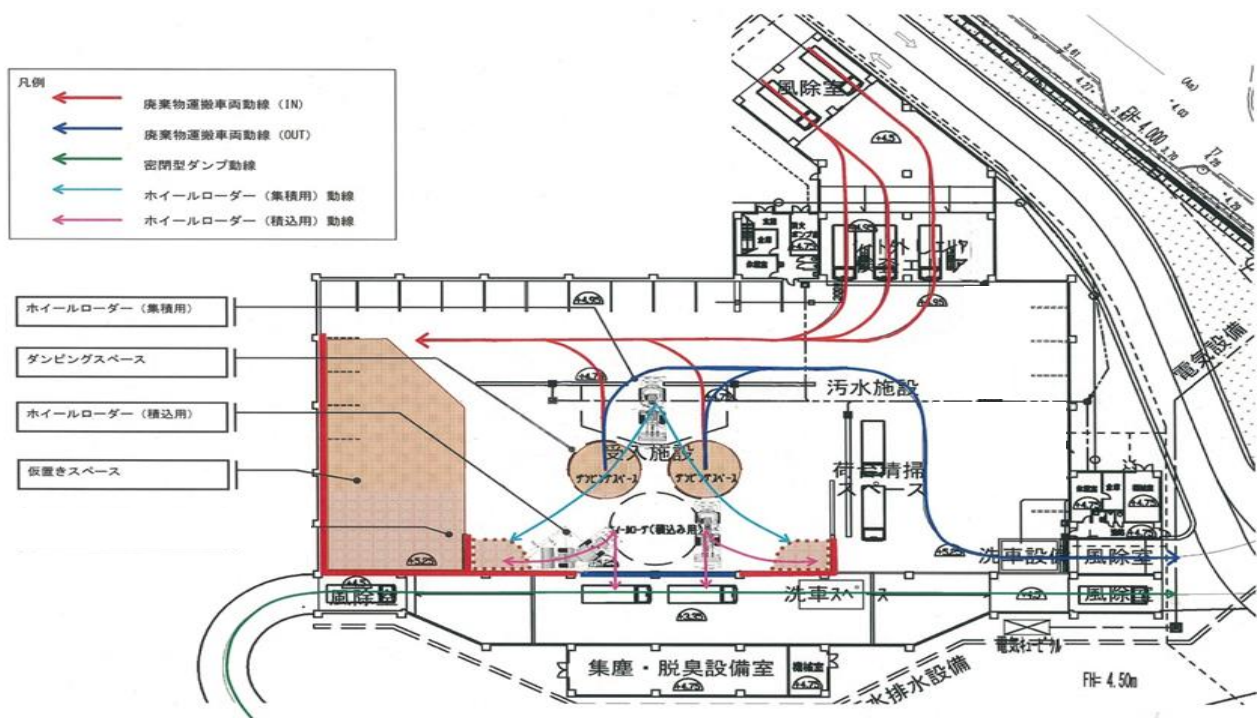
**搬入時の
注意事項**

- 1 処分場周辺の道路上での待機、駐車は行わないでください。
- 2 アイドリングストップに努め、場内ではカーオーディオの音量を下げ、場内放送や係員の指導に従い、安全運転を行ってください。
- 3 廃棄物の落下、飛散防止のため、運搬中は全面シート掛け（建設残土を搬入する場合、廃棄物を天蓋付き車両により又はフレキシブルコンテナバックに入れて搬入する場合を除く。）で来場してください。また、帰路においても飛散防止に努めてください。
- 4 搬入車証を車両の左右のドアに貼り付け、搬入カードは、運転台の前に提示してください。
- 5 交通法規や路上のごみの投げ捨て禁止など、その他の法令を遵守してください。

受入手順

受付後（計量後）、受入施設（屋内）で荷降ろしを行っていただきます。屋内でするので、係員の指示に従い、安全に十分留意し、車両の移動等の作業を行ってください。





受入時の 注意事項

- 1 搬入車両は、信号機を確認のうえ、係員の指示に従い、計量器に移動後、エンジンを切って計量を受けてください。
- 2 計量の結果、過積載と判断された場合は、受入れできません。過積載は絶対行わないでください。
- 3 計量終了後、係員の指示に従い、受入施設に移動する際は、信号機を確認し、安全を確認のうえ、ゆっくりと車両を動かしてください。
- 4 受入施設内の風除室で一旦停止し、シートシャッターが完全に開いたことを確認し、スペースに移動してエンジンを停止させ、シートをはずし、施設内の係員による目視検査を受けてください。
- 5 目視検査終了後、廃棄物の簡易検査を受けた場合は、検査結果が判明するまでその場で待機してください。簡易検査を受けない場合は、係員の指示に従い、ダンピングスペースに移動し荷降ろしを行ってください。
- 6 荷降ろし後、展開検査を行う間、その場に車両を停止させ待機してください。展開検査終了後は、荷台清掃スペースに移動し荷台を清掃してください。
- 7 荷台の清掃が終了した車両は、タイヤ洗浄機でタイヤを洗浄した後、受入施設から屋外に出てください。
- 8 風袋重量が未登録の車両又は毎回計量を希望する車両は、場内の標識に従い、受付で計量を受けてください。
- 9 受入書及びマニフェストを受取る車両は、再度受付に行き、受け取ってください。
- 10 弁当がら、空き缶等の廃棄物は、必ず持ち帰ってください。

受入拒否

「搬入時の注意事項」、「受入時の注意事項」に違反したとき又は次の事項に該当する場合は、廃棄物の受入れを拒否することがあります。

- 1 埋立処分場の維持管理上支障がある場合。
- 2 処分依頼書等に虚偽・不正が発見されたとき。

なお、抜取検査の結果、受入基準に適合しないことが判明したときは、公社で保管している廃棄物を引き取っていただきます。

次のいずれかに該当する場合は、排出事業者に対し、「廃棄物受入停止等措置指針」による措置を行います。

- ・ 排出事業者が公社の定めた受入基準（別表1）を遵守できなかったとき
- ・ 搬入した廃棄物に公社が承諾した種類以外の廃棄物が混入しているとき
- ・ 排出事業者が処分料金を滞納したとき
- ・ その他法令、公社の規定、契約に違反したとき、または重大なマナー違反があったとき

電子マニフェスト

最終処分業者として、電子マニフェストに加入しています。電子マニフェストを導入済の方はご利用ください。

WEB版 J W N E T（問合せ先：公益財団法人日本産業廃棄物振興センター）

なお、広島県版については、現在使用できません。

搬入ルート

処分場までの搬入は、必ず、次のルートを通行してください。（処分依頼の際に事前に登録してください。）なお、当日の搬入車両の状況等により、搬入ルートを指定させていただく場合がありますのでご了承ください。



その他

処分依頼等の手続きに必要な様式は、公社ホームページからダウンロードできます。

様式掲載アドレス <http://www.khk-hiroshima.or.jp/shobun.html>

II 新規・継続処分依頼の手続き

処分依頼の 手続き

産業廃棄物等の処分を新規に依頼する場合は、事前に公社へご連絡いただいたうえで、搬入開始希望日の概ね1月前までに、次の書類を提出してください。

既に処分委託契約を締結している方で、次年度も引き続き処分を希望される場合は、継続の手続きが必要ですので、次の書類を提出してください。

1 提出書類

- ① 処分依頼書
- ② 産業廃棄物等性状表
- ③ 搬入計画書
- ④ 運搬方法等届出書
- ⑤ 分析証明書の写し

処分を依頼しようとする廃棄物等（安定型廃棄物を除き、建設残土にあつては発生場所の土地履歴や搬入数量等から公社が必要と判断した場合に限る。）について、環境計量証明事業所または公共機関が行った分析結果証明証の写しを添付してください。（書類提出日の3か月以内に発行されたものに限ります。なお、ダイオキシン類については処分依頼前6月以内に発行されたものに限ります。）

分析項目については、事前に業務企画課に相談してください。

- ⑥ 産業廃棄物処分業許可証の写し（中間処理業者の場合）
- ⑦ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（自社運搬を除く。）
- ⑧ 許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し（自社運搬を除く。）
- ⑨ 運搬する車両の自動車検査証の写し
- ⑩ その他、廃棄物等の性状を確認するために必要な書類

例：廃棄物データシート、ボーリング柱状図 など

2 提出部数

- ① 新規依頼 3部（うち1部は、受付印押印後、返却します。）
- ② 継続依頼 1部（2部提出された場合は、受付印押印後、1部返却します。）

3 その他

- ・必要に応じて、廃棄物等の排出場所の調査及びサンプルの採取を行います。
- ・審査に必要な書面等の追加をお願いする場合があります。
- ・契約書を双方で締結後、「搬入車証」（別図1）及び「搬入カード」（別図2）を交付します。搬入時に、必ず、所定の場所に貼付等をお願いします。

Ⅲ 変更依頼の手続き

変更依頼の 手続き

処分承諾を受けた内容を変更する場合は、次の書類を提出してください。変更する内容により、添付する書類が異なりますので注意してください。

1 処分依頼書（必須）

申請区分を「変更依頼」とし、次の該当する書類を添付し提出してください。

2 添付書類

(1) 代表者・住所を変更する場合

登記簿謄本など

(2) 処分依頼する産業廃棄物の種類を変更する場合

- ・ 産業廃棄物等性状表
- ・ 分析証明書の写し（燃え殻、汚泥、ばいじん、鉍さいの場合）
- ・ 燃え殻、汚泥、ばいじん、鉍さいに関する変更をされる場合は、現地調査及びサンプリングの採取を行います。

(3) 産業廃棄物の性状を変更する場合

- ・ (2)と同じ。

(4) 収集運搬を委託する業者を変更する場合

- ・ 運搬方法等届出書
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（自社運搬を除く。）及び許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し（自社運搬を除く。）
- ・ 運搬する車両の自動車検査証の写し

(5) 運搬車両を追加登録する場合

運搬車両を追加する場合は、次の書類を添付し、搬入希望日の前日16時までに、管理事務所に郵送又はファックスで提出してください。（収集運搬の委託業者の変更・追加を伴う場合は、(4)により行ってください。）

- ・ 運搬車両の追加登録届
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（自社運搬を除く。）及び許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し（自社運搬を除く。）
- ・ 運搬する車両の自動車検査証の写し

3 提出部数

1部（2部提出された場合は、受付印押印後、1部返却します。）

《 支払方法 》

処分料金の支払いは、預金口座から毎月自動的に引き落とされる「自動口座振替」をできるだけご利用ください。公社が発行する「納入通知書」により金融機関で振込んでいただく方法によることもできます。(振込手数料は、お客様の負担になります。)

IV 自動口座振替

利用できる 金融機関

すべての金融機関が利用できます。

振替日

当月分を翌月27日に引き落とします。金融機関が休業日の場合、休業日明けの日に引き落とします。(例：4月搬入分は4月末締めで、5月27日に引き落とします。)

請求通知等

請求のお知らせは、毎月5日頃までに、引き落とし完了のお知らせは引き落とし日の翌月10日頃までにご連絡します。

1 提出書類

自動口座振替を希望される場合は、次の書類をお送りしますので、必要事項を記入のうえ返送ください。

- ① 自動口座振替依頼書（公社指定様式）
- ② 預金口座振替申込書（金融機関専用用紙）

2 書類確認

提出された書類に不足、不備等がないか確認し、②の預金口座振替申込書については、公社から金融機関へ送付しますので、4枚複写になっているこの書面すべてを公社にお送りください。

3 手続き完了

手続き完了には、2か月程度かかります。手続き完了後、口座振替開始のご連絡をします。その際、預金口座振替申込書の「お客様控」を、併せてお送りします。

4 口座振替開始

手続きが完了し、口座振替が始まると、請求及び引き落とし完了のお知らせを郵送します。

V 納入通知書

利用できる 金融機関

すべての金融機関が利用できます。

納入通知

月初めに、納入通知書をお送りします。

(例：4月搬入分は4月末締め納入通知書を、5月初めにお送りします。)

振込期限

毎月25日までに振込してください。振込期限が、金融機関の休業日の場合、休業日明けの日になります。

(例：4月分の振込期限は、5月25日までです。)

振込方法等

処分依頼書の「支払方法」欄の「納入通知書」にチェックしてください。

VI その他

処分料金を滞納すると、納入確認ができるまでの期間、受入れを停止しますので、期日までに必ず振込みをお願いします。

また、納入車両1台ごとに搬入の都度、現金による支払いをお願いする場合があります。現金による支払いをお願いした場合は、搬入車両1台の搬入の都度現金によるお支払いを、管理事務所受付でお願いします。

なお、月毎の処分料金に過払い分が生じた場合は、翌月に清算させていただきます。

別表1 廃棄物等受入基準

1 産業廃棄物等の種類別に、次の基準に適合していること

区分	種類	受入基準
建設残土	土砂等（公共事業により発生するものに限る）	<ol style="list-style-type: none"> シルト分、粘土分の混入率が重量比 15%以下及び水分を多量に含まないこと。 樹木の根等異物が除去されていること。 最大径が 30cm 以下であること。 廃棄物が付着していないこと。 汚染された土砂等でないこと。
産業廃棄物	汚泥	<ol style="list-style-type: none"> 有害物質が判定基準以下のものであること。 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 含水率が 85%以下に脱水されていること。 N - ヘキサン抽出物質（油分）が、1 %以下であること。 無機性のものであること。 悪臭を発生しないものであること。
	鋳さい	<ol style="list-style-type: none"> 有害物質が判定基準以下のものであること。 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 最大径が 30 c m以下であること。 火気を帯びていないこと。 飛散防止の措置が講じてあること。
	燃え殻	<ol style="list-style-type: none"> 有害物質が判定基準以下のものであること。 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 熱しゃく減量 10%以下であること。 火気を帯びていないこと。 飛散防止の措置が講じてあること。
	ばいじん	<ol style="list-style-type: none"> 有害物質が判定基準以下のものであること。 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置が講じてあること。
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	<ol style="list-style-type: none"> 中空の状態でないこと。 最大径が 30 c m以下であること。 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 アスベスト含有量が 0.1 重量%以下のものであること。
	がれき類	<ol style="list-style-type: none"> 中空の状態でないこと。 最大径が 30 c m以下であること。 可燃物を除去してあること。 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 アスベスト含有量が 0.1 重量%以下のものであること。

2 次に掲げるいずれかのものが付着し又は封入されていないこと。

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 に規定する農薬

3 環境保全、埋立作業上に支障がないこと。

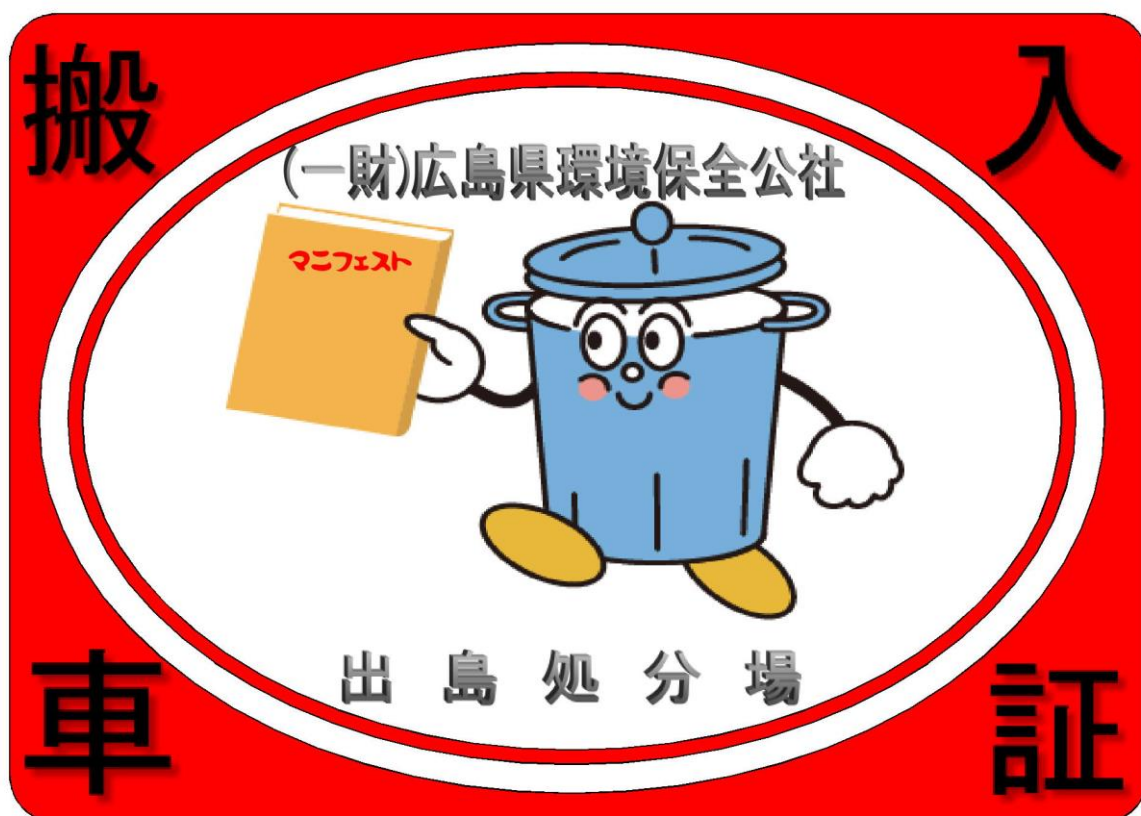
備考

- 「汚染された土壌等」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条に基づく溶出量基準及び含有量基準並びに土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号及び平成 11 年環境庁告示第 68 号）に適合しないものをいう。
- 「有害物質が判定基準以下のもの」とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（昭和 48 年総理府令第 5 号）に定める判定基準以下のものをいう。
- 水銀含有量の調査方法は「底質調査方法（平成 24 年環水大発第 120725002 号環境省水・大気環境局長通知）」による。

別表2 有害物質判定基準

物質名	判定基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと
水銀又はその化合物	検液1ℓにつき、水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつき、カドミウム0.09mg以下
鉛又はその化合物	検液1ℓにつき、鉛0.3mg以下
有機りん化合物	検液1ℓにつき、有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1ℓにつき、六価クロム1.5mg以下
ひ素又はその化合物	検液1ℓにつき、ひ素0.3mg以下
シアン化合物	検液1ℓにつき、シアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液1ℓにつき、ポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき、トリクロロエチレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき、テトラクロロエチレン0.1mg以下
ジクロロメタン	検液1ℓにつき、ジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき、四塩化炭素0.02mg以下
1,2 - ジクロロエタン	検液1ℓにつき、1,2 - ジクロロエタン0.04mg以下
1,1 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき、1,1 - ジクロロエチレン1mg以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき、シス - 1,2 - ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき、1,1,1 - トリクロロエタン3mg以下
1,1,2 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき、1,1,2 - トリクロロエタン0.06mg以下
1,3 - ジクロロプロペン	検液1ℓにつき、1,3 - ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	検液1ℓにつき、チウラム0.06mg以下
シマジン	検液1ℓにつき、シマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき、チオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき、ベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1ℓにつき、セレン0.3mg以下
1,4 - ジオキサン	検液1ℓにつき、1,4 - ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	試料1gにつき、ダイオキシン類3.0ng・TEQ以下(含有基準)

別図1 搬入車証



別図2 搬入カード

